

第3次流川・薬研堀地区の健全で 魅力的なまちづくり推進計画

平成30年(2018年) 4月

流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり推進協議会

《 目 次 》

1	計画の策定について	1
2	取組方針及び具体的な施策	2
3	計画の内容	3
	(1) 歩きやすい歩行空間の確保・魅力的な商業地の形成	3
	(2) 安全・安心な環境づくり	6
4	これまでの施策及び実施状況	8
	流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり推進協議会	9
	設置要綱	

1 計画の策定について

(1) 流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり協議会の設置

流川・薬研堀地区を安全でだれもが安心して楽しむことができる健全で魅力的なまちにすることを目指し、平成18年8月に、地元をはじめ、国、広島県、広島県警察、広島市、関係機関・団体が参画して「流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり協議会」を設置しました。

(2) 流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり推進計画の策定

平成17年度の「全国都市再生モデル調査」で取りまとめた3つの基本方針（歩きやすい歩行空間の確保、安全・安心な環境づくり、魅力的な商業地の形成）と12の取組方針、その方針に基づき実施する31の具体的な施策を実行に移し、防犯対策とまちづくりを進めていくための短期計画（概ね5年間）として「流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり推進計画」を平成19年5月に策定しました。

(3) 流川・薬研堀地区のまちづくり整備方針の策定

流川・薬研堀地区を、安全でだれもが安心して楽しむことができる健全で魅力的なまちにしていくためには、長期的な視点に立った目標を設定し、共通の目的を持って着実にまちづくりを進めていくことが必要であり、地元の意向等を踏まえ、地区の特色等を生かした、中・長期（概ね10年、20年先）の具体的な整備目標を定めた「流川・薬研堀地区のまちづくり整備方針」を平成20年5月に策定しました。

(4) 第2次流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり推進計画の策定

当初の推進計画に基づき、地元を中心とした取組が成果を上げていることを踏まえ、引き続き、次の概ね5年間に取り組むべき施策を「第2次流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり推進計画」として平成24年8月に策定しました。

(5) 第3次流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり推進計画の策定と流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり協議会の変更

当初の大きな目標は達成されたことから、今後は、実現性のある事業に絞り込んだ簡潔なものとする「第3次流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり推進計画」を策定します。

これに併せ、これまでの協議会を迅速に開催できるよう体制を見直し、地元・市・警察の3者を中心とした「流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり推進協議会」に変更します。

計画期間については、長期整備目標に合わせた概ね10年間としますが、その間においても、社会情勢等に応じて随時計画を見直していくこととします。

2 取組方針及び具体的な施策

基本方針	取組方針	具体的な施策
歩きやすい歩行空間の確保・魅力的な商業地の形成	I 交通環境の整備	1 歩行環境の整備（西国街道を軸とした地区） 2 駐輪場の利用促進や自転車利用のマナーアップ対策の推進 3 放置自転車撤去の実施 4 商店街や店舗経営者・従業員等の自主的な駐輪対策の実施 5 駐輪場の整備 6 路上駐車対策の推進
	II 賑わいの創出	7 各種イベント等の実施 8 街の案内の充実 9 街づくりに関するワークショップの実施
	III 街並み景観の向上	10 きれいな街づくり
安全・安心な環境づくり	I 繁華街・歓楽街総合防犯対策等の推進	1 防犯活動団体等の拡充と効果的運用 2 防犯・防火指導等の実施及び設備等の充実
	II 犯罪組織・違法風俗店等の排除活動の推進	3 県・市暴力団排除条例に基づく暴力団排除の推進 4 各種法令を適用した環境浄化活動の強化

3 計画の内容

(1) 歩きやすい歩行空間の確保・魅力的な商業地の形成

取組方針	I 交通環境の整備
施 策	1 歩行環境の整備（西国街道を軸とした地区）
実施内容	○地元や広島市等による勉強会の開催（整備内容についての検討及び合意形成等）、歩行環境整備の実施
実施主体	実施機関・団体：広島市、町内会、商店街、仏だん通り活性化委員会 協力機関・団体：広島県警察

取組方針	I 交通環境の整備
施 策	2 駐輪場の利用促進や自転車利用のマナーアップ対策の推進
実施内容	○駐輪場の場所、料金、利用時間等の周知 （リパークリーン作戦での声かけ、市ホームページでの情報提供等） ○自転車等放置規制区域における駐輪指導の実施 ○自転車安全利用五則などのルールの周知
実施主体	実施機関・団体：広島市、広島県警察 協力機関・団体：広島県交通安全協会、広島市中央部安全・快適な街づくり協議会

取組方針	I 交通環境の整備
施 策	3 放置自転車撤去の実施
実施内容	○昼夜間の放置自転車撤去の実施
実施主体	実施機関・団体：広島市 協力機関・団体：広島県警察、町内会、商店街

取組方針	I 交通環境の整備
施 策	4 商店街や店舗経営者・従業員等の自主的な駐輪対策の実施
実施内容	○商店街や店舗経営者による従業員等への駐輪場利用の周知 （街ぐるみで放置自転車を無くそうという意識改革） ○自転車の飲酒運転に関する交通安全教育、指導啓発
実施主体	実施機関・団体：広島市中央部安全・快適な街づくり協議会、 広島県社交飲食生活衛生同業組合、商店街 協力機関・団体：広島市、広島県警察、広島県交通安全協会

取組方針	I 交通環境の整備
施 策	5 駐輪場の整備
実施内容	○地元による民地の空きスペースを利用した駐輪場整備の推進 (広島市民間自転車等駐車場整備補助金の活用) ○広島市による広い歩道などの公共用地を利用した駐輪場整備の推進
実施主体	実施機関・団体：広島市、町内会、商店街 協力機関・団体：広島県警察

取組方針	I 交通環境の整備
施 策	6 路上駐車対策の推進
実施内容	○貨物車駐車可規制の検討 ○客待ちタクシーの違法駐停車に対する運転者・事業者等への指導教育の実施 ○駐車指導員による違法駐車等防止重点地域での駐車指導の実施 ○違法駐車への指導取締り等の実施
実施主体	実施機関・団体：広島市、広島県警察、広島県タクシー協会、広島県トラック協会 協力機関・団体：町内会、商店街、広島市中央部安全・快適な街づくり協議会、広島県交通安全協会

取組方針	II 賑わいの創出
施 策	7 各種イベント等の実施
実施内容	○活性化イベントの定期的な開催 ○西国街道や仏壇製作など地域の歴史・文化や伝統を生かしたイベントの開催 ○新しいイベントの企画やまた来てみたいと感じてもらえるような仕組みづくり ○飲食店等のPR（インターネット、マスコミ等の活用、飲食店マップの作成など） ○空き店舗等の飲食店以外への転用やイベント開催など従来型ではない活用策をビルオーナー等にPR ○お洒落な店等が立地する賑わい空間の創出
実施主体	実施機関・団体：町内会、商店街、広島県社交飲食生活衛生同業組合、広島小売酒販組合、仏だん通り活性化委員会、 協力機関・団体：広島市、広島商工会議所、広島市中央部安全・快適な街づくり協議会、広島県観光連盟、全日本不動産協会広島県本部、広島県宅地建物取引業協会

取組方針	Ⅱ 賑わいの創出
施 策	8 街の案内の充実
実施内容	○地区案内板の設置 ○観光案内所の設置
実施主体	実施機関・団体：町内会、商店街、仏だん通り活性化委員会 協力機関・団体：広島市、広島市中央部安全・快適な街づくり協議会、広島県社交飲食生活衛生同業組合

取組方針	Ⅱ 賑わいの創出
施 策	9 街づくりに関するワークショップの実施
実施内容	○仏だん通り活性化委員会、まちなか西国街道推進協議会の開催 ○「流川・葉研堀」という名称のアピール及びブランド化の検討
実施主体	実施機関・団体：広島市、町内会、商店街 協力機関・団体：広島市中央部安全・快適な街づくり協議会、広島県社交飲食生活衛生同業組合

取組方針	Ⅲ 街並み景観の向上
施 策	10 きれいな街づくり
実施内容	○清掃活動等の実施 ○放置自転車対策の実施 ○地元等による路上違反看板に対する自主的な是正への取組（各店舗等への指導等）
実施主体	実施機関・団体：広島市、町内会、商店街、広島市中央部安全・快適な街づくり協議会、広島県社交飲食生活衛生同業組合 協力機関・団体：広島県警察

(2) 安全・安心な環境づくり

取組方針	I 繁華街・歓楽街総合防犯対策等の推進
施 策	1 防犯活動団体等の拡充と効果的運用
実施内容	<p>○夜間パトロール等自主防犯活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島市中央部安全・快適な街づくり協議会：「リパークリーン作戦（毎月第2木曜日）」 ・MTPBプロジェクト：薬研堀町内会などの住民有志で結成された団体による活動 ・西平塚町防犯パトロール隊 ・流川・薬研堀美化ピカ隊（広島県社交飲食生活衛生同業組合員で組織：清掃活動を通じた防犯活動） <p>○飲食店等への参加者拡大に向けた働きかけの実施</p> <p>○コンビニエンスストア各店舗（日本フランチャイズチェーン協会）との連携によるセーフティ・ステーション活動（女性の駆け込み対応、高齢者の保護など）の強化</p> <p>○広島県警察犯罪発生マップの活用</p>
実施主体	<p>実施機関・団体：広島市中央部安全・快適な街づくり協議会、町内会、商店街、広島県社交飲食生活衛生同業組合</p> <p>協力機関・団体：広島県警察、広島市</p>

取組方針	I 繁華街・歓楽街総合防犯対策等の推進
施 策	2 防犯・防火指導等の実施及び設備等の充実
実施内容	<p>○効果的な防犯広報の実施</p> <p>○防火・防災知識の普及啓発</p> <p>○パトロール等による防犯対策・火災防止対策の徹底</p> <p>○地区内に設置されている防犯カメラ等についての運用規定等の整備</p> <p>○犯罪抑止力を強化するための防犯カメラの機器・表示板の更新等</p> <p>○暗がりの解消のための街路灯設置</p> <p>○防犯パトロール資機材の提供</p>
実施主体	<p>実施機関・団体：広島県警察、広島市、商店街、町内会</p> <p>協力機関・団体：広島県警察、広島市、町内会、商店街</p>

取組方針	Ⅱ 犯罪組織・違法風俗店等の排除活動の推進
施策	3 県・市暴力団排除条例、暴力団対策法に基づく暴力団排除の推進
実施内容	<p>○事業者、市民に対する暴力団排除条例の周知や不動産業者やビルオーナーへの賃貸借契約における暴力団排除条項の盛り込みの徹底などによる暴力団排除に向けた取組</p> <p>○暴力団対策法に基づく指定暴力団等の事務所使用差止請求制度の周知及び運用</p> <p>○少年指導委員等による風俗店に対する青少年の健全育成のための継続的な活動の実施</p>
実施主体	<p>実施機関・団体：広島県警察、広島市、町内会、商店街、広島県防犯連合会、暴力追放広島県民会議、全日本不動産協会広島県本部、広島県宅地建物取引業協会</p>

取組方針	Ⅱ 犯罪組織・違法風俗店等の排除活動の推進
施策	4 各種法令を適用した環境浄化活動の強化
実施内容	<p>○迷惑防止条例や風俗案内に関する条例等に基づく指導、取締りの継続実施</p> <p>○町内会等と連携したパトロール等の実施</p>
実施主体	<p>実施機関・団体：広島県警察</p> <p>協力機関・団体：町内会、商店街、広島市</p>

4 これまでの施策及び実施状況 (平成19年度～)

基本方針	取組方針	具体的な施策	左の施策に対する主な実施状況
歩きやすい歩行空間の確保	I 歩車分離の推進	1 歩道等の整備 2 時間・区間指定の歩行者天国の実施	1 薬研堀通りの整備完了 2 仏だん通りの整備に向けた合意形成(地元の合意までには至っていない。) 3 仏だん通りの路側帯でのパレードの実施(車両通行の全般的規制までには至っていない。)
	II 自転車対策の推進	3 駐輪場の利用促進や自転車利用のマナーアップ対策の推進 4 放置自転車撤去の実施 5 商店街や店舗経営者・従業員等による自主的な駐輪対策の促進 6 駐輪場の整備	3 リパークリーン実施時における駐輪場の利用促進 4 昼夜間の放置自転車撤去の実施 5 商店街や店舗等への違法駐輪防止の啓発 6 富士見町第二駐輪場や橋本町・銀山町の路上駐輪場(民営)整備 7 広島市民間自転車整備補助制度の運用
	III 路上駐車対策の推進	7 違法駐車抑止に向けた道路交通環境の整備 8 運転者等に対するマナーアップ対策の推進	7 タクシー待機場設置の社会実験や共同集配の社会実験の実施 8 違法客待ちタクシ一の街頭指導や運転者等に対するマナーアップ対策の実施
	IV 店舗等の看板対策の推進	9 路上違反看板の地域の自主的な是正への取組	9 地元によるパトロールやはみ出し看板の改善を促す声かけ等の実施
	I 賑わいの創出	1 飲食店等と連携したイベントの開催 2 飲食店等のPR(インタナーネット、マスコミ等の活用、飲食店マップの作成など) 3 地域の歴史や伝統工芸の活用など独自イベントの開催 4 空き店舗等の活用 5 待ち合し場所の整備 6 お洒落な店などが立地する賑わい空間の創出 7 街づくりに関するワーキングショップの実施	1 流川はしご酒等のイベントの実施 2 「ひろしまグルメ&ナイトガイド800KJ」の配布、HP「広島 飲む 食べる」や観光ナビ等での広報、 3 アプリ「城下町広島ぶらり」を製作、仏だん通りでの「花まつり」の実施、西国街道徒歩巡りツアーの開催 4 写真展やギャラリーとして活用、週末のトランクス市を開催 5 まちかどライブ等のイベントの場として活用 6 仏だん通り活性化委員会の開催、まちなか西国街道準備会の発足
	II 街の案内の充実	8 地区案内板の設置 9 観光案内所の設置	8 仏だん通りにおいて「西国街道」のマップを表示 9 イベント等に合わせ、臨時観光案内所の設置、街角観光案内所における観光パンフレットの配布
	III 街並み景観の向上	10 きれいな街づくり(ゴミや放置自転車、路上看板などの無い)	10 リパークリーン作戦による清掃活動の実施、ポイ捨て、大型ゴミ放置、カラスによるごみ散乱等の清掃
	IV 地区へのアクセス向上	11 交通アクセス向上の検討	11 市内巡回バス、1日乗り放題バス、周遊バスの新設・実施、バスロケーションシステムの導入
	安全・安心な環境づくり	I 継続性のある防犯活動の推進	1 夜間パトロール等の実施(防犯活動団体と連携) 2 事業者による防犯活動の実施(飲食店やコンビニなど) 3 防犯活動拠点の整備 4 住民等からの意見聴取の実施
II 防犯設備の充実(犯罪の起こりにくい環境づくり)		5 街路灯の整備 6 事業者等による自衛のための防犯設備の設置 7 スーパー防犯灯等の整備	5 薬研堀通りや地元要望による街路灯設置 6 商店街や町内会による防犯カメラの設置
III 暴力団や違法風俗店の排除		8 県・市暴力団排除条例に基づく暴力団排除の推進	8 賃貸借契約における暴力団排除条項の盛り込み周知、地元勉強会の開催、暴力団排除条例の制定及び周知
IV 香引き対策の推進		9 迷惑防止条例や風俗案内所に関する条例に基づく取締り	9 風俗案内所の立入調査、違法風俗店の取締り強化、地元と連携したパトロール等の実施

流川・葉研堀地区の健全で魅力的なまちづくり推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 流川・葉研堀地区について、環境浄化及び環境美化を推進するとともに、健全で魅力あふれるまちづくりを進めることにより、誰もが安心して楽しむことができるまちにし、同地区が平和都市広島にふさわしい都心の一翼を担うようにするため、流川・葉研堀地区の健全で魅力的なまちづくり推進協議会（以下「まちづくり推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 まちづくり推進協議会は、前条に定める目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 流川・葉研堀地区の安全・安心の向上に関する事項
- (2) 流川・葉研堀地区の環境浄化及び環境美化に関する事項
- (3) 流川・葉研堀地区の魅力あふれるまちづくりに関する事項
- (4) 健全で魅力あふれるまちづくりの広域化や都心活性化の展開等に関する事項
- (5) その他前条に定める目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 まちづくり推進協議会は、推進協議会及びワーキンググループにより構成する。

(推進協議会の組織等)

第4条 推進協議会は、まちづくり推進協議会としての意思決定を行う。

- 2 推進協議会は、別表に掲げる委員により構成する。
- 3 推進協議会に、進行役を置き、進行役は、広島市市民局長をもって充てる。
- 4 進行役は、推進協議会を総括する。
- 5 進行役に事故あるときは、あらかじめ進行役が指定する委員がその職務を代行する。

(推進協議会の開催)

第5条 推進協議会は、必要に応じて、進行役が招集し、会議を進行する。

- 2 進行役は、必要に応じて、推進協議会の委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループの組織等)

第6条 ワーキンググループは、推進協議会において検討した方針に沿って、具体的な施策を検討するために、次の各号に定める部会で構成する。

- (1) 歩きやすい歩行空間の確保・魅力的な商業地の形成部会
 - (2) 安全・安心な環境づくり部会
- 2 前項各号に定める部会は、別表に掲げる部会員により構成する。
 - 3 第1項の各部会に部会長を置き、部会長は別表に掲げる所属及び役職をもって充てる。
 - 4 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指定する部会員がその職務を代行する。

(ワーキンググループ部会の開催)

第7条 ワーキンググループ部会は、必要に応じて各部会長が招集し会議を進行する。

- 2 部会長は、必要に応じて他の部会員や部会員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(ワーキンググループの検討事項)

第8条 ワーキンググループは、各部会に掲げる視点の区分に従い、当該各号に定める事項について具体的な実施方法の検討を行う。

(1) 歩きやすい歩行空間の確保・魅力的な商業地の形成

- ア 放置自転車等の対策に関する事。
- イ 路上駐車対策に関する事。
- ウ 店舗等のはみ出し看板対策に関する事。
- エ タクシー待機場等の確保に関する事。
- オ 空きビル・空き部屋の活用促進に関する事。
- カ 放置ゴミやポイ捨てゴミ対策に関する事。
- キ 街の案内の充実やアクセスの向上等に関する事。
- ク にぎわいの創出や都心活性化促進に関する事。
- ケ その他歩きやすい歩行空間の確保及び魅力的な商業地の形成に関する事。

(2) 安全・安心な環境づくり

- ア 美化清掃活動や夜間パトロール実施の推進に関する事。
- イ 空きビル・空き部屋対策に関する事。
- ウ 防火・防災対策に関する事。
- エ 子どもの安全対策に関する事。
- オ その他安全・安心な環境づくりに関する事。

(事務局)

第9条 推進協議会の事務局は、広島市市民局市民安全推進課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、進行役が会議に諮って定め、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、事務局と各部会長が協議の上定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり推進協議会

推 進 協 議 会	
組織名等	委員
市	市民局長【進行役】 道路交通局長、経済観光局長、中区长
警察	広島中央警察署長 広島県警察本部生活安全部参事官(兼)生活安全総務課長
地元	広島市中央部安全・快適な街づくり協議会事務局長、仏だん通り活性化委員会会長、胡町東町内会会長、流川銀座商店街会長
関係団体等	必要に応じて参加を求め、職名等は特定しない。

歩きやすい歩行空間の確保・魅力的な商業地の形成部会		安全・安心な環境づくり部会	
組織名等	部会員	組織名等	部会員
市	道路計画課長・商業振興課長【部会長】 自転車都市づくり推進課長、観光企画担当課長、中区地域起こし推進課長、中区維持管理課長、中区地域整備課長	警察	広島県警察本部生活安全総務課管理官【部会長】、生活環境課管理官、広島中央警察署地域官、生活安全課長、交通第一課長
警察	広島中央警察署交通第一課長	市	市民安全推進課長、中区地域起こし推進課長、中区維持管理課長、消防局中消防署警防課長
地元	広島市中央部安全・快適な街づくり協議会事務局長、仏だん通り活性化委員会会長、銀山町町内会会長、堀川町斜屋町内会会長、堀川町本通会会長	地元	広島市中央部安全・快適な街づくり協議会事務局長、仏だん通り活性化委員会会長、流川町町内会副会長、流川銀座商店街副会長
関係団体等	必要に応じて参加を求め、職名等は特定しない。	関係団体等	必要に応じて参加を求め、職名等は特定しない。

関係団体等

法務省広島入国管理局、国土交通省中国地方整備局、国土交通省中国運輸局、広島県、広島商工会議所、(公財)暴力追放広島県民会議、(公財)広島県交通安全協会、(公社)広島県防犯連合会、(一社)広島県タクシー協会、(公社)広島県トラック協会、広島県遊技業協同組合、(一社)広島県生活衛生同業組合連合会、広島県社交飲食生活衛生同業組合、広島市廃棄物処理事業協同組合、広島小売酒販組合、(公社)全日本不動産協会広島県本部、(公社)広島県宅地建物取引業協会、(公社)広島県バス協会、(一社)広島県観光連盟、広島広告協会、中国電力(株)広島営業所、(株)NTTフィールドテクノ中国支店広島営業所 など

